

# スタートアップへの出資に関する指針（案）策定までの経緯

- 成長戦略実行計画（令和3年6月閣議決定）において「スタートアップ企業と出資者との契約の適正化に向けて、新たなガイドラインを策定する」とされたことを受け、公正取引委員会と経済産業省の連名で**スタートアップへの出資に関する指針（案）**を策定。
- 本指針（案）は、公取委の実態調査で明らかとなった問題について、公取委が**独占禁止法上の考え方**等を示し、経産省が**解決の方向性**等を示すもの。

## 令和2年7月 成長戦略実行計画

「今後、スタートアップ企業に対して更なる実態調査を行った上で、（注：スタートアップ企業と大企業等との）各契約における問題事例とその具体的改善の方向や、独占禁止法の考え方を整理したガイドラインについて、公正取引委員会と経済産業省連名で年内を目途に案を作成し、意見公募手続を開始する。」

## 令和2年11月 スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書

①スタートアップと連携事業者との取引・契約、②スタートアップと出資者との取引・契約について、公取委が実態調査を行い、問題を整理（右表）。

## 令和3年3月 スタートアップとの事業連携に関する指針

- スタートアップと連携事業者との取引・契約に係る問題について、①独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例、②問題の背景及び解決の方向性を整理。
- ①を公取委が、②を経産省が担当し、連名で策定。

## 令和3年6月 成長戦略実行計画

「スタートアップ企業と出資者との契約の適正化に向けて、新たなガイドラインを策定する。」

## 令和3年12月 スタートアップへの出資に関する指針（案）

- スタートアップと出資者との取引・契約に係る問題について、①独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例等、②問題の背景及び解決の方向性を整理。
- 「スタートアップとの事業連携に関する指針」の改正により策定。

## 【実態調査で明らかとなった問題】

### 連携事業者との取引・契約

#### 【NDA(秘密保持契約)関係】

- ・営業秘密の開示
- ・片務的なNDA等の締結 等

#### 【PoC(技術検証)契約関係】

- ・無償作業等

#### 【共同研究契約関係】

- ・知的財産権の一方的帰属
- ・成果物利用の制限 等

#### 【ライセンス契約関係】

- ・ライセンスの無償提供
- ・特許出願の制限 等

#### 【その他】

- ・顧客情報の提供
- ・報酬の減額・支払遅延 等

### 出資者との取引・契約

#### 【出資契約関係】

- ・営業秘密の開示
- ・NDA違反
- ・無償作業
- ・委託業務の費用負担
- ・不要な商品・役務の購入
- ・株式の買取請求権
- ・研究開発活動の制限
- ・取引先の制限
- ・最恵待遇条件

# スタートアップへの出資に関する指針（案）の概要①

	営業秘密の開示	NDA違反	無償作業	委託業務の費用負担	不要な商品等の購入
問題の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ NDA（秘密保持契約）を締結しないまま、営業秘密の無償での開示を要請された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ NDAに違反して営業秘密を他の出資先に漏洩し、当該他の出資先が競合する商品等を販売するようになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約において定められていない無償での作業を要請された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出資者が第三者に委託して実施した業務に係る費用の全ての負担を要請された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 他の出資先を含む出資者が指定する事業者からの不要な商品等の購入を要請された。</li> </ul>
独禁法上の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>優越的地位の濫用</b>のおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>競争者に対する取引妨害</b>のおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>優越的地位の濫用</b>のおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>優越的地位の濫用</b>のおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>優越的地位の濫用</b>のおそれ</li> </ul>
解決の方向性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ SU（スタートアップ）側のリテラシー不足、出資者側のリテラシー不足</li> <li>■ 出資についての具体的な検討が始まる際に、必要に応じて、<b>双方が管理可能な方法でNDAを締結</b>することが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ SU側のリテラシー不足、OI（オープンイノベーション）推進上望ましくない慣習</li> <li>■ NDAに違反した場合の法的責任の追及が具体的にできるように、<b>責任追及の場面から逆算してNDAの各規定を検討</b>することが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習</li> <li>■ 出資の契約交渉において、双方がSUの経営状態に応じて<b>発生する作業等について調整・協議</b>をすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ SU側のリテラシー不足、出資者側のリテラシー不足</li> <li>■ 双方が、<b>委託業務等の内容を調整、協議</b>した上で、費用負担についての共通認識を持つことが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ SU側のリテラシー不足、出資者側のリテラシー不足</li> <li>■ 出資者の紹介等で購入する商品・役務が、SUの業務に必要なものか、<b>費用負担をどうするかについて調整し共通認識</b>を持つことが重要。</li> </ul>

# スタートアップへの出資に関する指針（案）の概要②

問題の概要

株式の買取請求権①	株式の買取請求権②	研究開発活動の制限	取引先の制限	最恵待遇条件
<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権の無償譲渡等のような不利益な要請を受け、その要請に応じない場合には買取請求権を行使すると示唆された。等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタートアップの経営株主等の個人に対する買取請求が可能な買取請求権の設定を要請された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな商品等の研究開発活動を禁止された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の事業者との連携その他の取引を制限されたり、他の出資者からの出資を制限された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最恵待遇条件（出資者の取引条件を他の出資者の取引条件と同等以上に有利にする条件）を設定された。</li> </ul>

独禁法上の考え方

<ul style="list-style-type: none"> <li><b>優越的地位の濫用</b>のおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争政策上、請求対象から<b>個人を除いていくことが望ましい</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>拘束条件付取引</b>のおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>排他条件付取引又は拘束条件付取引</b>のおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>拘束条件付取引</b>のおそれ</li> </ul>
---	--	--	---	--

解決の方向性等

<ul style="list-style-type: none"> <li>出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>買取請求権を濫用してはならず、行使条件は十分協議の上、<b>重大な表明保証違反等に明確に限定し、行使を示唆した不当な圧力を阻止</b>すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グローバルスタンダード、融資上の経営者個人保証の制限、起業等インセンティブ阻害等の観点より、請求対象から<b>個人を除くことが望ましい</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な成長可能性を有するSUにとって、<b>研究開発活動の制限は事業拡大の障害になる可能性が高く、基本的に望ましくない</b>と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>SUの事業拡大を考慮した利害調整</b>をした上でのオプションとして、当該制限が合理的に機能するものかの共通認識を持つことが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>SUの今後の資金調達の方向性を見越した、利害調整</b>をした上でのオプションとして合理的に機能するものかの共通認識を持つことが重要。</li> </ul>

株式の買取請求権…一定の条件の下（例：スタートアップ側に表明保証違反があった場合、重大な契約違反があった場合等）、出資者がスタートアップに保有株式の買戻しを請求する権利。スタートアップ向け出資契約に定められることがある。